

公 示 送 達 書

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 第 1 項の規定により、下記の者にかかる次に掲げる書類を公示送達します。なお、これらの書類は宇多津町税務課が保管しており、受領権限を有する者にはいつでも交付します。

令和 8 年 8 月 1 9 日

宇多津町長 谷川 俊博



記

送達をうけるべき者の 氏 名 (名 称)	送達すべき書類を特定するために 必 要 な 情 報	通 知 書 番 号
高木 夢歩	地方税法第 458 条	4136
大野 るみ	地方税法第 458 条	5551
土井 杏太	地方税法第 458 条	6650
YASLIN SARTEKA G	地方税法第 458 条	5745
古根川 マウリシオ聡	地方税法第 458 条	4829
刈谷 莉恩	地方税法第 458 条	6995、7183
大前 ユカ	地方税法第 458 条	7068
亀山 晏弥	地方税法第 458 条	4917

この掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときは上記の書類の送達があったものとみなされます。